3　1及び2の規定によって要求されるエアコンディショナーその他通風装置の作動のための電力は、船員が船舶において居住し、又は労働している場合において、状況により必要とされるときは、いつでも利用することができるようにすべきである。ただし、この電力は、非常電源から供給されることを要しない。

B 1.3 指針　暖房

1　船員の居住設備の暖房装置は、船員が船舶において居住し、又は労働している場合において、状況により当該暖房装置の使用が必要とされるときは、いつでも作動させておくべきである。

2　暖房は、暖房装置が必要とされる全ての船舶において、温水、温風、電気、蒸気又はこれらと同等のものによるべきである。ただし、居住区域内においては、熱を伝えるための媒体として、蒸気を使用すべきでない。暖房装置は、当該船舶が従事する航行において遭遇する可能性のある通常の天候及び気候の条件の下において、船員の居住設備における温度を満足すべき水準で維持することができるものとすべきである。権限のある機関は、設定すべき基準について定めるべきである。

3　放熱器その他の暖房器具は、火災の危険又は居住者に対する危険若しくは不快さを回避するような方法で、設置し、及び必要な場合には遮蔽すべきである。

B 1.4 指針　照明

1　全ての船舶において、船員の居住設備には、電気照明を設けるべきである。照明用の二の独立した電源がない場合には、非常用の適切な構造の灯火又は照明器具による追加の照明を設けるべきである。

2　寝室には、各寝台の上部に読書用の電灯を設置すべきである。

3　自然の光及び人工の照明の適当な基準は、権限のある機関が定めるべきである。

B 1.5 指針　寝室

1　船員及び当該船員に同行することのある者を可能な限り快適にさせるため、船舶内に適切な寝台を配置すべきである。

2　寝室は、船舶の大きさ、当該船舶が従事する活動及び当該船舶の設計に照らして妥当かつ実行可能である場合には、居住者に妥当な快適さを提供し、及び容易に清潔さを保つことができるようにするため、個人用の浴室（便所を含む。）を備えるものとして計画され、そのような浴室を備えるべきである。

3　船員の寝室は、実行可能な限り、当直者が区別され、かつ、昼間労働する船員と当直者とが寝室を共有することのないよう配置すべきである。

4　下級職員としての職務を遂行する船員の場合には、一の寝室当たり二人を超えるべきでない。

5　実行可能な場合には、一等機関士に対してもA 3.1 基準9㎡に定める便宜を与えることを考慮すべきである。

6　寝台及びロッカー、引出し並びに座席の占める場所は、床面積の計測に含めるべきである。小さい又は不規則な形の場所であって、自由に動くことのできる場所を効果的に増大させるものでなく、かつ、家具を設置するために使用することができないものは、当該計測から除外すべきである。

7　寝台は、二段を超えて配置すべきでない。船側に沿って設置する寝台については、舷窓が寝台の上に位置する場合には、一段のみとすべきである。

8　二段の寝台における下方の寝台の高さは、床の上方三十センチメートル以上とすべきである。上方の寝台の高さは、下方の寝台の底部と天井のはりの下部とのほぼ中央とすべきである。

9　寝台に枠及び転落防止板がある場合には、当該枠及び当該転落防止板は、承認された材料の、堅固な、かつ、滑らかなものとすべきであり、また、腐食するおそれ及び害虫が住み着くおそれのないものとすべきである。

10　寝台の構造に管状の枠が用いられる場合には、当該管状の枠は、完全に密閉され、及び害虫が出入りするような穴のないものとすべきである。

11　各寝台には、緩衝作用のある底面を有する快適なマットレス又は緩衝作用のある複合型マットレスであってばね付きの底面若しくはばね入りのマットレスを含むものを備え付けるべきである。使用されるマットレス及び緩衝作用のある材料は、承認された材料で作られたものとすべきである。害虫が住み着くおそれのある材料の詰物は、使用すべきでない。

12　一の寝台が他の寝台の上方に設置される場合には、上方の寝台の最も下方のマットレス又はばね付きの底面の下方に防じんの底面を備え付けるべきである。

13　家具は、滑らか、かつ、堅固な材料であってゆがみ及び腐食のおそれのないものを用いたものにすべきである。

14　寝室の舷窓には、カーテン又はそれと同等のものを備え付けるべきである。

15　寝室には、鏡、化粧用品のための小型の戸棚、小型の書棚及び十分な数のコート掛けを備え付けるべきである。

B 1.6 指針　食堂

1　食堂の設備は、共同のもの又は区別されたもののいずれかとすることができる。この点に関する決定は、船員及び船舶所有者の代表者と協議した後、権限のある機関の承認を条件として、行われるべきである。船舶の大きさ、船員の異なる文化的、宗教的及び社会的な必要性等の要素を考慮に入れるべきである。

2　船員のために区別された食堂の設備を設ける場合には、次の(a)及び(b)の者のために区別された食堂を設けるべきである。

(a)　船長及び上級職員

(b)　下級職員その他船員

3　旅客船以外の船舶において、船員のための食堂の床面積は、予定される座席の定員一人当たり一・五平方メートル以上となるものとすべきである。

4　全ての船舶において、食堂には、当該食堂を同時に使用する可能性のある船員の最大の人数を収容するために十分な数のテーブル及び適当な座席（固定式のものか移動することのできるものかを問わない。）を備えるべきである。

5　次のものは、船員が船舶内にいる間、いつでも利用することができるようにすべきである。

(a)　冷蔵庫（便利な位置にあり、及び食堂を使用する人数に対して十分な容量を有すべきである。）

(b)　熱い飲料を飲むことができるための便宜

(c)　冷水を飲むことができるための便宜

6　利用可能な配膳室が食堂と直接つながっていない場合には、適切な食器用ロッカー及び食器を洗うための適当な設備を設けるべきである。

7　テーブル及び座席の表面は、湿気に強い材料のものとすべきである。

B 1.7 指針　衛生設備

1　洗面台及び浴槽は、適切な大きさのものとすべきであり、また、承認された材料であって、表面が滑らかな、かつ、亀裂、剝れ落ち及び腐食のおそれのないもので造られたものとすべきである。

2　全ての便所は、承認された様式のものとすべきであり、また、十分な流水又は常に使用可能であり、かつ、便所ごとに操作することができる他の適当な手段（例えば空気）で洗浄することのできるものとすべきである。